

多くの問題を抱える家庭への保育所における支援

—保育所長へのインタビュー調査を通して—

A Case Study on Supporting a family
with multiple problems at a Day-care center

大原麻由*¹, 横山順一, 横山和恵*²

Mayu OHARA, Junichi YOKOYAMA, Kazue YOKOYAMA

概要

本研究では、保育所において、母親の養育困難や児童虐待、家庭内の不和など多くの問題を抱える家庭への対応について聞き取り調査を行い、保育所、保育士が支援を必要とする家庭に関わるにあたって見られる現状や課題を明らかにすることを目的とした。

聞き取り調査を通して、保育所における保護者の支援では信頼関係の構築が支援の基盤となることが再確認された。また、保育所が継続した保護者支援を確実にを行うためには、保育士間の引継ぎを精緻に行うことの重要性が確認された。特に、交代勤務があり、年次の人事異動がみられる公立保育所においては、特に引継ぎの必要性が再確認された。情報の共有や記録のあり方については、保育所内の連携のみならず外部機関との連携に記録された情報が活用される実態が見られた。さらに、外部機関との連携においては、保育士にかかる負担を考慮しつつ、保育所、外部機関の役割分担を行うことの重要性が明らかとなった。

I. 研究目的

近年、子どもを取り巻く環境は厳しさを増している。児童相談所における児童虐待の相談件数は一向に減少する傾向が見られず、また、母親の養育困難や子どもの貧困問題など、ますます子育て家庭への支援の必要性が高まりを見せている。

こうした子育て家庭への支援の大きな役割を担うのが保育所であり、そこに勤務する保育士である。こうした役割が保育所・保育士に求められる理由として、児童福祉法の改正があげられる。平成9年の改正では、日常の保育以外に子どもの保護者の援助にあたるのが保育士の新たな業務として規定されたことに加え、平成13年度の改正では、保育に関する相談・助言の知識、技術につい

て修得する努力義務を有すること（同法第48条の2第2項）が規定されるなど、子どもとその家庭に対する相談援助業務に携わることが法的にも定められた。また、こうした児童福祉法の改訂に基づき、新保育所保育指針（2008）には、保育所は保育と同時に「入所する子どもの保護者に対する支援」を行うことが明記された。

近年、子どもを取り巻く家庭の生活問題の深刻さが増し、その解決が求められているが、市町村を基盤として子育てに悩んでいる家庭を支援し、子どもの最善の生活環境を提供するための児童ソーシャルワーク機能の重要性と必要性はますます増大している（大橋 2010）。地域においてその役割を担う保育所・保育士は、地域の専門機関と適切に連携し、子育て家庭の生活問題の解決に

*¹ 山梨学院短期大学専攻科保育専攻学生

*² 日本社会事業大学専門職大学院生・山梨学院大学附属小学校養護教諭

向けた取り組みはできているのだろうか。また、保育所・保育士は、子どもに対する直接的な保育に加え、子育て家庭を支援することが求められる今日、保育現場では、どのような課題に直面しているだろうか。

本研究では、保育所において、母親の養育困難や児童虐待、家庭内の不和など多くの問題がある家庭への対応について聞き取り調査を行うことを通して、保育所、保育士が支援を必要とする家庭に関わるにあたって見られる課題について考察することを目的とする。

Ⅱ. 研究・調査方法

- (1)調査対象：X県内で対応困難ケースを抱えている公立Y保育所長
- (2)調査時期：平成22年7月下旬
- (3)調査方法：直接面談の上、聞き取り調査を行った。聞き取った内容は、調査対象者の了解を得てICレコーダーに録音し、文章化した。
- (4)面接時間：約1時間30分
- (5)質問内容：所長が子どもやその子どもの家庭と関わる中で、特に対応が困難である事例について、その対応についての困難性や保育所としての対応のあり方等を自由に回答してもらった。

Ⅲ. 研究の結果と考察

(1) 聞き取り調査の結果

Y保育所での聞き取り調査をもとに文章化したもの（文末資料参照）を意味が変わらない程度に要約した。以下、聞き取り内容を記述する。図1は、本事例における家族関係を表したものである。なお、プライバシーへの配慮から、本事例に

基づく情報は一部改編したものである。

この家族とY保育所との関わりが始まったのは、家族5人が転居し、女児A（当時3歳、調査時8歳：公立小学校2年生）がY保育所に通所を始めた時である。現在、Y保育所には、女児Aの妹の女児Bが在所中である。女児BはY保育所に1歳時より通所している。女児Bの弟である男児Cは、生後4ヶ月の頃より児童養護施設に入所しておりY保育所には通所していない。

女児Aは在所中に虐待が疑われ、児童相談所への通告をしたことがある。具体的には、女児Aの顔に、殴打や目尻を切られていると思われる跡が複数回見られ、身体的虐待が疑われた。その中で、目が開けられない状態になっていた時に、保育所から眼科医を受診させ、その後、診察結果の報告を受けたところ、やはり虐待が疑われたため、市の所管課に連絡をとるとともに児童相談所に通告したことがあった。

所長、市の相談員、母親の3人で話しをする場を設けたこともあるが、その場では、母親は「私は虐待なんかしていません。」と、女児Aに対する虐待を否定する。それ以降、保育所をはじめ、民生委員、主任児童委員、保健師、家庭相談員、心理士等、多くの専門職・機関が関わっている。この家族について、これまでY保育所を所管する自治体における要保護児童に関わる会議でたびたび取り上げられてきたが、大きな展開は見られていない。

現在在所中の女児Bについては、身体的な暴力は見られないが、養育放棄（ネグレクト）が見られる。女児B自身には、多少の問題行動と知的な遅れが見られる。歩き始めたのが2歳4ヶ月

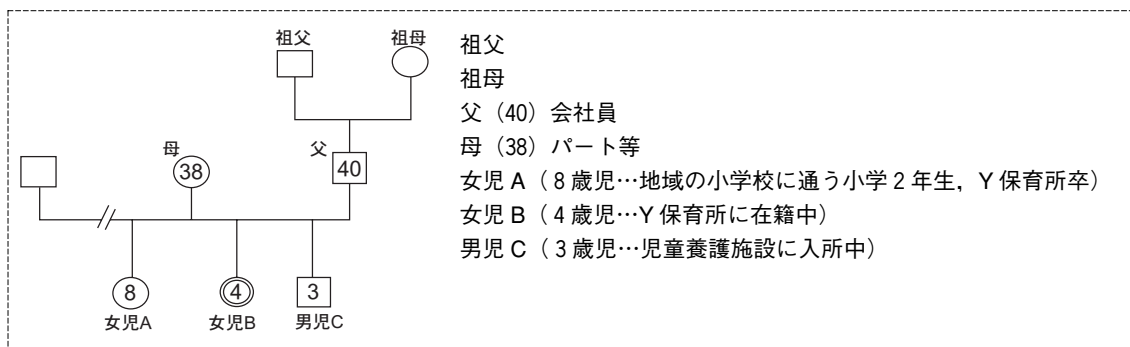


図1 本事例における家族関係図

であり、同年齢の子どもとのコミュニケーションがあまりとれず遊びも発展しないなど、発達全般において遅れが見られる。また、女兒Bは口蓋裂であり、要手術の診断を受けているが、母親が女兒Bの発熱を理由に（真偽が定かではない）受診をしない、理由無く通院を怠るなどしたため、手術が1年以上遅れてしまった経緯もある。

女兒Bについてのエピソードとしては、夏期のプール遊びの際、水着やバスタオルの用意を担当保育士が母親に伝えても、母親は「はい」と返事はするが持ってこない。また、体温計測もしてこない。その際、母親は様々な理由を並べるが、後日、それが事実ではないと判明することが多い。また、園では、防災クッションカバーや上履きを週末に持ち帰って洗濯してもらうことになっているが、洗濯をしないで月曜日にそのままの状態ですべて持ってくる人が多いという。また、女兒Bの上履きのサイズがいつまでも小さいままであり、担任保育士が足の大きさに合った上履きを用意するよう母親に伝えても、母親は「はい」と返事はするが買ってこない。

母親は、夜間の仕事に就いており、女兒BをY保育所に迎えに行った後、無認可の保育所に預けているようである。最終的に女兒Bを連れて帰るのは夜の12時近くのものであり、規則正しい生活とはいえない。保育所では、女兒Bに適切な生活習慣を身に付けもらいたいと考えているが、現状では困難である。また、車の中にたくさんの着替えが入っている様子や母子手帳を保管している様子が見られるなど、女兒A、Bを含めて、車の中を生活の場としている様子が見られる。女兒Bが連日、同じ服を着たまの時間があつたり、服が洗濯されていない様子がある。女兒Aが在所中、夏期の昼寝の時間に「頭と身体がかゆくて眠れない」と言って起きたので、乳児の沐浴用の風呂場で保育士が女兒Aの身体を洗うと「今度は眠れる」といって寝たことがあった。女兒Bは、今でも入浴が2週間に一度程度、近所の銭湯に行くだけであり、夏場になると悪臭がする。さらに、食生活においても乱れており、朝食はほぼ毎日コンビニエンスストアで買ったものを食べて登園し、夕食は近所のファミリーレストランやラーメン屋などで済ませているようであ

る。

児童相談所とともに家庭訪問をした際、祖父母や父親と話しができ、家庭環境について明らかになったが、父親と母親の夫婦仲は悪く、父親の子育てへの参加は殆ど見られない。また、父親の親である祖父母と同居しているものの、祖父母からは子育ての協力を得られない。祖父は、「(子ども、孫のことに)これ以上関わりたくない」という姿勢であり、祖母も母親へ嫌悪感を抱いているようである。

このように、子ども達を養育する者が家庭内に母親以外にいない上に、母親の養育能力に問題があることから、関係者間には、一時保護が適切であるとの意見も出ており、保育所としても母親に何度か話をしてしているが、母親が拒否しており、これまで実現できていない。母親が頑なに母子分離を嫌がる理由としては、母親は、子どもがいなくなること、家庭内に自分自身の居場所が無くなってしまおうと感じているためであると推測される。

母親自身の人格については、静かな人には横柄になり、はっきりとものを言う人に対しては素直に聞き入れる態度を示すなど、相手の姿勢によって態度を変える。また、男児Cを引き取って、親子で楽しく過ごすことを今後の目標としてしっかりと掲げる割には、それに向けた行動は全く何もしておらず、3歳を過ぎた男児Cの元へ、ほとんど面会にも行っていない様子であるなど、言動が一致しない面がある。また、母親は、市の相談員と、月に1回の面談を行う約束をしているが現れないことが多く、携帯電話等の連絡もとれないことが多い。母親は保育所以外の機関との連絡を拒むことが多いが、保育所からの電話には出るため、相談員から、保育所に電話が来て、保育士が母親に取り次いでいる現状がある。児童相談所でも市の相談員も頭を悩ませている。

Y保育所では、所長、担任保育士を中心に、母親に対する相談援助等について保育士間で連携をとりながら関わっているが、新任保育士とベテラン保育士では母親の態度が違い、つじつまが合わないなど、保育士によって態度を変えたり、担任保育士が話してもうまくかわされてしまうことも多い。そのため、所長、主任保育士、担任保育士

間で、常に情報を共有するよう心がけている。

(2) 考察

1) 保護者との信頼関係の構築～支援の基盤となるもの～

本研究の聞き取り調査における Y 保育所の所長の話から、Y 保育所の保育士が、養育の様子や生活問題の改善が見られない母親への対応に非常に苦慮する姿が見られたが、それにも関わらず、その母親に対して保育士は努めて丁寧な関わり方をしているように思えた。こうした姿は、所長の「親から信頼してもらおう保育士であることが必須条件」と話す言葉どおりに、保護者への支援は保育士と保護者との間に信頼関係がなくては成り立たないことが、保育現場で確認されていることの現れであると感じられる。また、こうした保育士の丁寧な対応によって、保護者との信頼関係の構築を図り、保護者との関わりを継続させ、家庭内の状況や保護者自身が抱えている問題の明確化を図ろうとしていることが伺えた。

こうした継続的な支援の過程において、信頼関係を構築させ得ることは、支援の対象や場を問わず、ソーシャルワークにおける基本姿勢であるが、支援の対象者との関わりが密である保育所における支援の最も大きな強みとなり得るものであると思われる。

同時に、保育士が保護者との信頼関係を構築しようとする過程において、新任の保育士が母親にうまくごまかされてしまっていることを感じ、「私が新任保育士だからですかね」といって自信を無くしてしまうようなことがあることを所長が指摘していたことに注目したい。本事例のように、保護者が助言や支援を受け入れない、嘘をつく、つじつまが合わない話をすることがある、といった特徴を持つ人物であると、それに関わる保育士は、精神的な不安を抱いたり、いらだちを憶えたり、保護者に振り回されたりする可能性が高くなることは想像に難くない。特にそれが新任保育士であればなおさらであろう。こうした現状では、要支援家庭に対して丁寧な対応をとることは非常に困難であろう。

こうした場合、どのような対応が適切であろうか。Y 保育所での新任保育士には複数担任制をと

ることで新任保育士を孤立させない対応は、適切な対応の一つであるように思える。また、所長からの指導、助言も適宜入れられているように見受けられた。

保育士は、保護者の話を丁寧に聴く姿勢を持つと同時に、より客観的で冷静な対応も求められる。しかし、それはいつでも簡単にできることではないだろう。日頃から、その保育士の経験年数やスキルの高さに応じて、複数の保育士が関わり助け合うことが欠かせないのではないだろうか。

2) 保育所内の支援の体制、連携のあり方

保育士が交代勤務である保育所では、保育士の勤務時間も日によって様々であり、また、公立の保育所では保育士や所長の人事異動もあり、人の入れ替わりが毎年見られる。このことから、保育所では保護者支援の継続性、確実性を確保する点からも、引継ぎを精緻に行うことが求められる。所長は、延長保育などで他のクラスの保育士も要支援家庭に関わる実態を踏まえ、園全体で、要支援家庭を支援していくことができるように心がけていた。また、年度が変わると担任も変わることから、園の中で情報の共有化を進めていた。このように、要支援家庭への支援を園全体で行おうとする意識が高いことは、公立保育所が抱える現状をふまえた配慮として注目したい。近年、公立保育所では指定管理制度における民間委託化が進んでおり、今後のこうした動きは徐々に進んでいくものと思われる。運営主体が変わると、その保育所内の保育士が大幅に入れ替わる可能性が高いが、そこでは、保育内容が大きく変わることに子ども達への影響について考慮すると同時に、保育所には保護者・家庭への支援の継続性をいかに担保するかについても特段の配慮がなされるべきであろう。

園内での連携については、新任保育士や担任保育士へのサポートのための所長役割も明らかとなった。本事例では、女兒 B の担任が新任の保育士であり、本事例の家庭への日々の対応に負担を感じていることが伺えた。その新任の担任保育士は、保護者対応に自信をなくしているような様子を見せ、所長に相談を持ちかけてくることがあると

新任の保育士に様々な問題を抱えた親の対応を任せることについては、賛否あるかもしれないが、Y 保育所では、新任保育士が要支援家庭の支援に頭を悩ませることをあらかじめ承知した上で対応を任せ、事後にそのフォローを行っていた。こうした現状は、現在の保育現場、とりわけ公立保育所の現状を表しているように思える。限られた人数での運営を強いられている保育所が多い現状では、新任であろうとも担任を担わなければならないであろう。

ここで重要なことは、担任保育士、特に新任の保育士が一人で問題を抱え込むことがないようにすることである。担任保育士は、子どもと保護者に身近な存在として熱心に関わっても、家庭の状況が変わらない状況が続けば、徒労感や無力感、必要以上の不安や焦りを感じることもあるだろうし、それが若い保育士であれば一層その傾向は強くなるだろう。千葉ら(2007)は、保育経験が5～10年の中堅クラスの保育士からの聞き取り調査から、困難な問題を抱えたケースに関わると、保育経験が5～10年あっても保育士の孤立感やストレスが深まることから、過重なストレスや負担を軽減するためにはスーパービジョンが有効であることを指摘している。新任保育士や担任保育士が、所長や経験のある主任保育士からスーパービジョンを受ける体制を整えておくといった配慮は不可欠であると感じる。

3) 情報の共有と記録のあり方について

1)、2)でも述べたように、支援が困難になればなるほど、複数での対応が求められる。複数の保育士が要支援家庭に関わる際に重要なことは、支援の過程で得られた情報を所長や主任保育士など上司へ報告すること、そして、それが園内で共有されることである。こうした、情報の共有を支えるものは、支援の過程を記した記録である。

社会福祉の実践を記録することは、支援の質を高め、利用者の生活の質を高めることにつながる(吉田 2009)。Y 保育所では、主任保育士や担任保育士からの情報が所長に伝達されるよう連携がとられていた。また、保護者との面談で得られた情報や子どもや保護者を観察して得られた事象

の記録を適宜行い、所長は、その内容を文書にまとめ、保育所内の保育士間での情報共有に活用するとともに、市内の公立保育所間における年次異動の際に市の職員会議の引継資料の元としていた。

このように、得られた情報を記録し、それを保育士間の情報の共有や外部関係機関との連携に活用することは、複眼的な視点を得るための重要な対応である。保育所内から多面的な問題の解釈や対処法が得られたり、外部からの助言を得られたりすることは、個々の先入観や価値観によった解釈に陥ることの防止や支援の質の向上につながり、結果的に支援に関わる保育士の負担を軽減させるものである。また、公立保育所間における人事異動により保育士の入れ替わりが行われても、保護者の支援が継続するよう日々の記録が活用されることは保育の質を高める上で、非常に重要なことである。同時に、こうした情報共有の際には、個人情報の管理や守秘義務の徹底が求められる。現在、保育現場においても、個人情報保護法の下で、個人情報の適切な管理や開示請求に対する適切な対処が求められる(副田・小嶋 2006)ことから、個人情報の取扱方法を明確にすることは重要であると考えられる。

記録が持つもう一つの側面として、保護者の子育てに対しての考え方や方針を残すことがあげられる。支援の過程においては、保護者自身が現状をどのようにしたいか等、保護者の子育てに関わる考え方や方針を考慮することも重要である。こうした保護者の本心を把握し、その思いを汲んだ上で保護者の自己決定を促すといった重要な役割を担っているのは保護者の身近にいる担任保育士であろう。保育士は、困難な生活の中で不安定になりがちな保護者の心情に多少の移り変わりがあるろうとも、それに柔軟に対応できることが必要であると思われる。

4) 外部関係機関との連携

生活問題を抱える要支援家庭に対しては、保育所、保育士からの支援だけでは、その問題の解決、軽減は困難であり、専門機関との連携が不可欠であることは言うまでもない。Y 保育所では、本事例への対応において児童相談所や市の保健

師、医療機関等専門機関との連携を行っていたが、専門機関が介入することによって、新たな保育士の負担を生むことが、Y 保育所長の証言から垣間見えた。例えば、児童相談所と交わした約束の日に母親が来なかったり、相談員と連絡が取れなかったりすると、専門機関は保護者に対する連絡を保育所に依頼し、その取り次ぎに保育士が時間をかけることも珍しくないことが、Y 保育所長の証言から伺えた。Y 保育所の保育士は、保護者に直接何度も声をかけたり、自宅への電話を繰り返したりと、その都度様々な対応に追われていた。このような対応が頻繁になることで、保育士の日常の保育業務に何らかの影響が及んでいるようであった。

ここで見られた問題は、保育所と専門機関との役割分担の重要性である。本事例では、他機関との約束を果たさず、連絡をつけることが多々見られる保護者に対して、その保護者に最も近い存在である保育所が専門機関と保護者を繋げるパイプ役としての重要な役割を果たしていることが明らかとなった。他機関との連携においては、このような保育士の負担が増えることを専門機関も充分に考慮することが必要であると感じる。

本事例では、女児 A が 3 歳の頃に Y 保育所を通い始めてから 5 年が経過しており、女児 B (女児 A の妹) の通所期間はまだ 1 年半残っている。このように、保育所が長期的に一つの要支援家庭と関わることによって、時間の経過にともなう子ども、母親、家庭全体の変化を捉えることができ、その変化をふまえた支援が可能であった。こうした保育所の長期にわたる継続的な支援がある一方で、専門機関の関わり方について、「保育士が関わっていけない部分に、児童相談所などがもっと関わって欲しいと思うが、児童相談所の都合を考えるとしかたないと思う部分もある。」といった Y 保育所長の言葉からは、現在の児童福祉支援の問題の一端が見られる。

児童相談所等の専門機関が介入を必要とするような突発的、緊急的な問題に改善傾向が見られると、専門機関からの積極的、継続的な介入はその後減少する。すると、その後の関わりのはほとんどは保育所全体、言い換えれば保育士に委ねられる。それが保育所、保育士の負担となっているの

であれば、この問題は、専門機関と保育所の連携のあり方の大きな課題の一つであろう。これらの背景には、児童虐待に関わる児童相談所への相談件数の増加にともなう、児童相談所が抱える業務量の多さ、児童福祉司の不足が深刻化している問題があることも考えられる。児童相談所等の専門機関の介入を必要とする家庭への支援において、保育所、保育士が介入することが困難な問題もあるだろう。しかし、保育士は日々、保育所内で子どもと関わっているだけに、「目の前の子どもを救ってあげたい」「どうにかしたい」といった感情を抱きがちであり、それが時として過剰な負担を背負うことになってしまうことも考えられる。

「何が保育所、保育士の役割なのか」「児童相談所、医療機関はどこまでを担ってくれるのか」といったことを明確に理解し、保育所が問題を抱えてこんでしまうのではなく、保育所が自らの役割の範囲、すなわち支援の過程における保育所が自らの強みを生かすことができる範囲を理解することは非常に重要であると思われる。

Ⅳ. まとめ

今回の聞き取り調査を通して、保護者や子どもに対して真剣に向き合い、努力している保育現場の現状が明らかとなった。その中で、「保育士は保護者の話しを聞くことしかできない」という所長の諦めのような感情のこもった言葉が強く印象に残っており、まるで、多くの保育士達の気持ちを代弁しているように聴こえた。その言葉には、対応が困難な問題を抱えている家庭の子どもや保護者に対して、保育現場の保育士は何もできない無力な存在であるといった、自らの役割を自己否定的とらえる保育士達の心情が伺えた。

しかし、保育士が果たす役割は、決して小さなものではないはずである。確かに、家庭が抱える問題が困難であればあるほど、その解決には専門機関の役割が大きくなり、保育士が、その問題の根本を解決することができないことに対してジレンマを抱くことはあるかもしれない。しかし、保育士が子どもや保護者に行える支援は限られているもの、保育士でなければできない役割があるということも、今回の調査結果から明らかになったように思われる。保育士は、保護者と日常的に

関わる機会を持つことができることで、保護者の些細な変化に気付き、即時に対応することができるであろう。また、保育士が我慢強く保護者と関わり信頼関係の構築を図ることによって、保護者にとって保育所が安心して話しができる場となることは、今後、その困難な問題の解決に向けて歩む保護者や子どもにとっては、保育所は不可欠な存在となると思われる。そうした、保育所ならではの役割の強みを活かすことが、今後の子ども、家庭への支援において重要であろう。

同時に、問題を抱えた家庭に保育士が関わることは、確かに保育士の負担であることには変わらないことをあらためて認識する必要があると思われる。いかに保育現場の保育士の負担を軽減する工夫を行う必要があるかは、全ての保育所が念頭に入れておかなければならないことであろう。その一つとして、園内外での連携の体制を整備することは欠くことができない。また、そうした連携においては、それぞれの機関が他の機関に必要以上に依存したりすることの無いよう、保育所を含めたそれぞれの機関の役割分担の確認を行うなど、連携にほころびが生じないような対策も必要であろう。こうした、連携のあり方についても、今後大いに検討を行う必要性があるであろう。

保育士は、何よりも子どもの最善の利益のためにその家庭への支援を行うものである。家庭に困難を抱えている子どもが健やかに生活できるよう、個々の保育士、そして保育所全体が保護者や子どもをどのような支援していたら良いのかについては、今後も様々な視点からの検討が必要であると感ずる。

<参考・引用文献>

- 井上寿美 (2010) 「保育ソーシャルワークにおけるソーシャルワークのとらえ方に関する一考察—保育士が行うソーシャルワーク活動を中心として—」 関東福祉大学社会福祉学部研究紀要, 第13号, 127-136頁.
- 大橋謙策 (2010) 「地域における子育て支援システムの構築とソーシャルワーク」, 藤岡孝司監修/日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編, 序章1-6頁, ミネルヴァ書房.
- 柏女霊峰 (2003) 「子育て支援と保育者の役割」フ

レーベル館.

- 金子恵美 (2008) 「保育所における家庭支援—新保育所保育指針の理論と実践—」 第3章第5～6節, 102-112頁, 全国社会福祉協議会.
- 副田あけみ・小嶋章吾 (2006) 「ソーシャルワーク記録 理論と技法」 3頁. 誠信書房.
- 千葉千恵美・鑑さやか・渡辺俊之 (2007) 「保育所保育士による家族支援—27のケース検討会から—」 高崎健康福祉大学紀要第6号, 91-104頁.
- 松本しのぶ (2008) 「保育士に求められるソーシャルワークとその教育の課題—地域子育て支援をめぐる動向から—」 奈良佐保短期大学研究紀要第15号, 65-75頁.
- 村松和子・澤江幸則・神谷哲司 (2005) 「保育の場で出会う家族援助論 家族の発達に目を向けて」 建帛社.
- 吉田眞理 (2009) 「社会福祉援助技術」 第2章個別援助技術 (ケースワーク) 3-1 個別援助技術の記録, 48頁, 青踏社.

付記

本論文は、平成22年度大学評価・学位授与機構に学位授与申請のために提出した論文を再構成し、加筆・修正したものである。

本研究の調査実施にあたり、大変多忙な中面接調査に快くご協力いただきましたY保育所長に厚くお礼申し上げます。

資料

Y 保育所での聞き取り調査を文章化したもの

※本事例に無関係のものは省略した。また、会話の中で見られた内容の重複については、意味の変わらない程度で整理、要約した。

一 本事例の母親・子ども・家庭の様子

「経済的困難を抱えているんですけど、ひとり親家庭ではなくて、父親は普通に会社員で、母親がパート、非正規雇用ってところです。コンスタントに続かないんです。だいたい2ヶ月に1度は仕事を変えています。パートで賃金を頂いてもそれを全部使ってしまう。根底には、やはり家庭の夫婦間のすれ違いみたいなものがあると思います。その家庭は、児相も(支援に)入っています。市の連絡会議では、その子について、年に2回くらい民生委員さん、主任児童委員さん、保健師、市の相談員、園長、周囲の先生が、みんなで(支援に)入っています。でもなかなか進展しません。」

「この家族は×××のほうから引っ越してきたんです。お姉ちゃん(A児)は3歳の頃から。今いる4歳児の子(B児)は1歳の頃からです。保育所の保育士はみんな連携して、『あぁしましょう、こうしましょう』と、色々とお母さんが行動をとりやすいように支援をしてきたんですけど。お母さんは、普通の家庭の夫婦のあり方とか、子どもに対する思いっていう部分がやっぱり足りないかなとは思っています。」

「例えば、夏のプール遊びに関わるのに、水着とかキャップとかバスタオルとか、用意して下さいっていうことがありますよね。普通のお母さんは、嬉しくてね、プール開きの1週間前には準備をしているんですけど、この母親は、初めて園に来た時に、A児のプールの支度も体温計測もしなごなかったんです。『プールの支度を取りに行って来て下さい』と言うと、『車の中に入っている』と言う。『じゃあ、その車の中から持ってきて頂ければいいんですよ』と言うと、『車は車検に出した』と言われる。『お母さん、車検は1週間も10日もかからないじゃないですか。その車検を出した工場に行って、持ってきて頂ければいいんですよ。東京とか、そんな速くに預けたわけじゃないですよ?』と言うと、『はい』と言うんですけど、(その話し自体が)嘘なわけです。準備してないわけです。でも、その時私達は、車を本当に車検に出したと思っていたから、そのうち2~3日も経てば……と思っていたんですけど、その後、ずっと持ってこなかったです。妹も、水着がなく、夏中ずっと入れないのもかわいそうだから、最後に、普通のパンツで入れてあげたっていう次第です。それから3年経過していますが大きくは変わってません。水着こそ持って来るようにはなっていますが、他のものはダメです。」

「防災クッションのカバーがありますよね。そのカバーも汗に濡れたりしてるから、毎週金曜日には、上履きと一緒に持ち帰って、お洗濯して下さいねと言うのです。『はい』って返事はします。返事はしますが、1度もやってきません。上履きのサイズもいつまでたっても小さい。だから今度は上履きが履けないわけですよ。『お母さん、身長も大きくなったけども、足も大きくなってから、足にあった上履きをお願いします。』と言うわけですよ。そうすると、『はい』って返事はしますが、買ってきても、今度は大きいのを買ってくるんですよ。そうすると、今度は、ぶかぶか脱げるんですよ。上履きは、金曜日に持ち帰っても、洗濯はしてこないでそのまま持ってきます。そうすると真っ黒け。その真っ黒けの上履きを半年以上履いて、また、サイズが合わなくなるから、それは捨てる。どっちも女の子なので、上のお姉ちゃんの時には、『お姉ちゃんのを綺麗に洗ってとっておくと、2人目のこの子に履けるから。そうすると、有意義に使えていいじゃないですかね?』と言うんですけど。返事はしますが、そのまま捨ててしまう。」

「一番下の子が、2年前に口蓋裂の手術を市立病院でする予定だったのが、結局、1年見送ってしまったんです。体温が高くて、翌日の予約になっても、お母さんがうっかりして行かない。■■■■(=療育施設)にも、月1度の約束を全て忘れていきます。忘れていくっていうか、行く気がないでしょうか。だからこちらの方で、『次は、来月は何日ですか?』と聞いて、こちら保健師さんとか相談員さんと連携をとって、○月○日○曜日の○時からということをお母さんには1週間前ぐらいから毎日『お母さん、○月○日○曜日の○時から■■■■へ行きますよ』って。でも、そういう約束破っても平気なんですよ。市の相談員さんが行って、■■■■で待っていても来ない。何事に対しても行き当たりばったりで計画性はない。3年も4年もたっても、プラスの方向には進みませんね。それはね、児相も市の相談員さんも頭を悩めてるところですね。」

「携帯電話も出ないですね。保育所からは、もし熱が出たときなどには困るので、母親には『(携帯に)必ず出るようにしていただかないと困りますよ。』と言うと保育所からの電話には出るようになりました。でも、相談員さんからの電話

は、自分が都合悪いと思うから出ません。だから相談員さんから園にかかってきて、園から母親に電話する。」

「先日、保育園で女兒Bが臭かったんです。なんで臭いのかな、お風呂に入らないから臭いのかな、って思ったら、耳鼻科で手術のために入れたチューブを入れたまま膿んじやって、それが臭くて。計画的に受診していないから。今度は、耳鼻咽喉科行って抜いてもらって。そういうことが、いい加減なわけですね。」

「2番目の子に対しては、あまり手は出さないですけど、上の子には手をだしていましたね。お姉ちゃんを目じりとか耳を横から叩いているんです。それで、目が開けられなくなって。ある日、明らかに目じりを切っていたので、こちらから、眼科医にすぐ連絡をとって、『先生注意して診て下さい。診察が終わったら、こちらに連絡を頂きたいです。』とお願いしました。眼科へ行ったら『明らかに、偶然異物が入ったんじゃないかと、やっぱり、人間の手とかが当たったものだと思う。』と眼科の先生にも言われました。その後、目を叩くということが2、3回ありましたね。」

「車の中が生活の場所みたいで、車の中に全て着替えとか入っている。家には帰ってはいるようですが、夫婦仲も良くないようなので……。一時期は車の中で、車上生活みたいな感じでした。母子手帳も車の中のようなのです。洗濯もしません。洗濯するように言うんですけど、洗濯なんてしてきませんよ。」

「いつだかお姉ちゃんが、夏の時期に『頭と体がかゆくて眠れない』と言って、お昼寝から起きてきました。保育所に子どもたちの沐浴のお風呂があるんですよ。そこでお風呂に入れて、シャンプーして、バスタオルで体を拭いてあげたら、『今度は眠れる』って言って。お風呂も入れていません。今もそうです。N市にある入浴施設に2週間に1度ぐらいしか行ってない。臭いです。家には帰ってはいると思いますけどね。おじいちゃん、おばあちゃん、お父さんの協力が無い。以前、母親は夜中の12時40分ぐらいに始まる仕事だった。昼の仕事は5時までだったんですけど、ここ（＝日保育所）が終われば、無認可の託児所に預けて、夜12時近くまで働いて、それから子どもを迎えにいった生活だったから、お風呂も入れてあげられなかったんですよ。」

「お迎えが遅い時に電話をすると、『今、〇〇〇のところです。バイパス走ってます。』って言う。そういうことが続いたので、『お母さん、ここは朝7時半から夜7時までの早朝保育、延長保育と決まっています。交通事情で何か支障をきたすとか、雪が降ったとか、お勤めが遅くなるとかであれば、一本電話を下さい。今後、そういうことが守れなければ、延長保育は取り消しですね。』って私が言うと、『ごめんなさい。ごめんなさい。あと1回チャンスを下さい』って言うんです。『お母さん、何かあれば連絡を頂いて、後は時間厳守でお願いします。』って言いました。その後、時間だけは守れるようになりました。」

「(女兒Aは小学校に)登校班で通っているんですけども、朝食を食べていないから途中で歩けないこともあったみたいですよ。一時的には、スクールカウンセラーの先生が迎えに行ったり、支援学級の先生がお迎えに行ったり……。服装は、夏の暑い時に裏起毛の服を着せていたので『お母さん、この裏起毛は冬の寒いときに着せるようにして下さい』と言ったり。そうかと思うと、11月に夏のかわいいバラの服の薄いのを1枚で来たり。見るからにこれ1枚じゃ寒いという感じでした。だから、『お母さん、今はもう11月30日で、明日から12月なのに、もしこれ本人が着たいって言っても、上にカーデガンや羽織るとか、もっと暑くなってから着ようね』というように言うとか、そうゆう風に教えてあげてください。』って言うんですけどね。ひとつひとつですよ……。お漏らしして、保育園のパンツを借りても返さないし。」

「この4月に、お父さんは上の子に辛くあたるようになったと聞きました。暴力じゃないと思うんですけど、言葉とかで。妹の運動会に来るとお父さんもいるんですけど一緒にいないんですね。見てないんです。そうするとお母さんが準備係りで、準備の場所にいると、お姉ちゃんはスタートラインの所にいるんですよ。そうすると走る子どもたちの邪魔にもなるし、また、怪我、事故にもなっても困る。そうするとお母さんは『シッシ』って、犬とか猫を追い払うような仕事をしますよ。周りの人たちはそれを見て、くすくす笑ったりだとか。でも、お姉ちゃんは『なんでお母さんが私を追い払うのか』ってということが分からないわけですよ。『お母さん、シッシってやっても、なんでここにいたらいけないのかわかりませんよ。だから、ここにいると、お友達にぶつかったりして、お互いに怪我とか事故にあってはいけないから、ちょっと離れたところで見ようねって、お母さん言葉で説明してあげてください。そうすれば、いくらでも理解できますよ。』と言うんですけどね。そういう子ども自身に襲われること自体もわからない……。1から10までって感じですよ。』」

「毎朝、自分の家から下ってくる通り沿いにあるセブンイレブンに寄って、好きなものを食べる。今はどうか知りませんが、帰りも、回転寿司屋へ寄るとか、ラーメン屋さんに行くとか、そういうところが目撃されているわけです。例えば、遠足のおきのお弁当も、セブンイレブンの物をお弁当箱に詰めてきていました。(父親から) 給料もらっても、みんな外食などで使っちゃう。朝も、夕もそうだから。そうするとお金も困る。そういう部分で全然計画性が無いんですよ。」

「7月の初めに、いつもと違う新しい服を着て、って思ったんですけど、多分、子ども手当てが出たから、そういうのも洋服に使っちゃったんでしょうかね。今は、着替えがないからパジャマを日中に着ていたり、日中に来ているTシャツを寝るときのパジャマとして着ていたり。お洗濯しないんで、いつもそういう風です。」

— 父親の関わりについて

「夫婦仲があまりよくない。また、おじいちゃんおばあちゃんがいるんですが、協力が得られないんですね。おじいちゃん、おばあちゃん、お父さんとも、話し合いを持つようにはしたんですけどね。なかなか、進歩はなくて。はっきり言って、おじいちゃんは『もうこれ以上関わりたくない』って感じです。」

「お父さんは真面目な方ですけど、お母さんのルーズさを知っちゃっているからね、なかなか修復は上手くいかないでしょうね。まあ、お姉ちゃんが小学校に行っても、そういう部分を聞いてた部分もありますしね。小学校の先生から『こうゆう所はどうでしたか』と聞かれたりしました。例えば、持ち物とか、行事とか、プリントも。お姉ちゃんを出して見せているんだろうけど、自分にそういう気持ちがないから。学校の授業参観に行かなかったりとかね。」

「お父さんは関わらない。お母さんの話を信用すると、日曜日はお母さんが仕事に行ってるので、お父さんが面倒を見るみたいです。ただ、(その話は) あてにはならないですね。家族がバラバラって感じです。お母さん(=父の母親)も『お嫁に来て、そのゴハンの支度するとかね、そうゆうことが一度たりとも無いから、お嫁さんの手料理を一度も食べたことがない』って。夕飯の時間になれば子どもを連れて(家に) いないじゃないですか、外食しているから。」

— 子ども達の気になる点

「知的な遅れなど、成長発達には、かなり遅れがあると思います。歩き始めたのは2歳4ヶ月だったです。また、お友だちとのコミュニケーションもあまりとれないし、遊びも発展しないです。」

— 児童相談所との関わりの中で

「(児童相談所の関わりは) 最初からですね。ここ(H保育所)に入ってきたときにはもう既に、児相では(この家庭のことを) 把握していました。だから、多分、▲▲▲(=以前通っていた保育所)にいた時にそういう部分はあったんですよ。」

「ただ、お姉ちゃんが2年ぐら前に叩かれたり、目じりや耳を切っていた時には、私はここの所長で責任があるから、市の承諾を得ながら児相には通告しました。『やっぱりこれはね、虐待だと思いますよ』と、言われ、(その後)市の相談員さんが来て、お母さんと話し合いを持ったわけです。」

「母親を呼んで話し合いをしました。『お姉ちゃんがいることを聞かなくて、苛立ちを覚えたりするとは思んですけど、まだ生まれてね4,5年なのだから、こういう理由でいけないだよ、ということを言葉で説明してあげてください。子どもは1回じゃわかりませんよ。2回、3回繰り返すことによって分かるから、それは言葉で教えてあげて。目や耳は1つしかないのだから叩いちゃいけません。』って私、言ったんです。そうしたら、母親が『私は、虐待なんてしてません』って言うから、『お母さん、私は虐待をしているなんて言わないでしょ? ママの手が耳に当たって痛い、目じりに触って痛って言うてるから。言葉で、何がいけないのか伝えてあげれば、子どもは分かりますから』って言ったんですけど。」

「母親と話し合いして、本当に一時保護をしなきゃならないのか、っていうことを判断したんです。お母さんやお父さんや、おじいちゃんおばあちゃんにも話をして頂いて『これ以上、身の危険も無いだろう。もし(子どもが保育所を) 休んだりしたら、すぐ、また連絡下さい』ということでした。お母さんには、『お洗濯もできない。また仕事が忙しいということであれば、一時保護として2,3ヶ月ほど児相でお預かりするっていうのも方法としてありますよ。(児相では) きちんとした生活習慣を身に付けたり、物事の分別をつけさせるといったこともしていますよ。2,3ヶ月過ぎれば必ずお返しします。』と児相に説明していただいたんですよ。でも、やっぱり、お母さんの承諾が得られないということだったの

です。かなり、児相と市の相談員さんは悩んだと思います。私たちが、現場で見ていると、2～3ヶ月の期間であれば、お預かりして頂いたほうが、物事の善悪もわかるし、生活習慣も衛生習慣もつくし。そういうことを知るってことは大事ですし、そのためにもいいかなと思ったんですけどね。やっぱり、今、家族、家庭がバラバラなので、今度2人を取られちゃうと、お母さんがあの家に居場所がないんですね。『どうしていいかわからない。もっと居づらくなる。』という思いで……。』

「結局、児相は、また10月、11月頃にもう1度保育園を訪問しますから、っていうことだったんです。保育所だと『手を洗いましょう。うがいをしましょう。』といった部分は関わられるんだけど、でも明らかにそれ以外の、言葉の発達の遅れやコミュニケーションもとれないし、知的にも遅れているし、物事の集中力も低いですよね。だから、そういった部分が全て児相に行ったからクリアできなくても、せめて、きちんとした生活習慣だけは身に付けて欲しいと思いますね。」

「子どもだけ一時的に保護をとという話もあったんですけど……。すごく暴力振るわれるということではなく、ネグレクトみたいなものですから。母親は嫌がっているんです。母親は子どもを一時的に取られると、自分の居場所がなくなる、自分から子どもが取られるとなにもなくなるっていうのがわかるから、それが嫌なんですよ。」

「2～3ヶ月という期間、児相の一時保護でお預かりして……という案もあったんですけども、あくまでも、親の承諾が得られなければ、母親が納得すれば、ということだったので。お母さんの承諾が得られないから、結局一時的にも保護できなかったということだったんですよ。でも、2年ぐらい前にお姉ちゃんが、児童相談所に2日～3日泊まりは行っているんですよ。でも、今は頃としてお母さんが受け入れないって感じですね。」

「児相の方が来ると、おとなしい静かな感じの方にはすごい横柄な態度で返事をします。はっきりものを言う方が来ると、言うことを聞きます。去年、児相の方に目標を問われたら、『3人目の子どもを引き取って、親子で楽しく暮らすことです。』って言うんです。『それに向かって、あなたは実行していますか。』って問われると、『いいえ』って言うわけですよ。3人目の子は、もう3歳を過ぎたんです。4ヶ月の時に入れたままで、あまり面会も行かないし。実行はしないし。』

「児相の方に言われると、涙を流して泣くんです。40分くらい過ぎて、その児相の方が、『お母さん。お父さんと育児を分け合って、お父さんにも協力して頂きましょう。あなたの方から、お父さん、こういう風にしてって言わなきゃだめですよ。そうすると上手いきますし、あなただって、協力してもらえると、少しは負担が減るでしょう。』って言われると、『はい』って言うんです。その児相の方が『夫婦で、連絡を密にとって、子どもさんのため、生活を送っていかなきゃダメですよ』と言うと、(母親は)「お宅もそう?やーだ、うちと同じ!ウチのお父さん何も言ってくれないからケンカになってね。やだ、みんなどこも同じだね。」って。その児相の方はいつもりで言っているんですけども、話の方向の予先をズラすわけですよ。返事はその時だけ。後は何の改善にもならないです。でも、ある部分じゃたくましいって言えばたくましいですよ。2ヶ月に1度ぐらいは職を変えていますから。延長保育は申請などせずに勝手にやめているのに、普通に5時半とか6時半とかに来るんです。仕事なんてしていないのに。ここへ初めて入ってきた時なんかはお迎えが7時半ですよ。」

「児相の職員が少ない。児相の職員が増えると、3ヶ月に1度とかじゃなくて月1ぐらいで保育所を訪問して頂いたり、日常中のコミュニケーションもとやすいでしょけど。こういう家庭は増えているので。ケースは違っても。だから、児相の方も、本当に暴力振るわれるとか、(子どもが)身の危険を感じるような事態では動くでしょうけど、(本事例のようなケースだと)児相もあまり関わらない。保育士が関わっていけない部分に、児童相談所などがもっと関わって欲しいと思うが、児童相談所の都合を考えるとしかたないと思う部分もある。」

一 保育士たちの苦勞

「■■■(=療育施設)へ行く時とか、そういう約束をとる時は話します。子どもの日常に関して(話す時は)担当の保育士からはうまく逃げますね。」

「主任保育士と担任保育士には、『お母さんと話をした時は、今こういう話しをしました』と必ずお互いに報告し合うように指導しています。母親は自分の話をごまかしやすいし、あまり心になくても返事だけは必ずしている。でもいざという時の実行力はないですね。」

「3月に移動先が決まると、市の職員会議をするんですけど、その時は、文書で整理をして、『この子どもさんはこうです』ということを引き継ぎとしてやっています。」

「(市の)連絡会議には私が出席します。(要支援家庭に関わる)事実については、担任や、園内研修の時とかにみんなに話します。守秘義務はありますが、その子が延長保育をしているので、担任だけではなく、他のクラスの先生が関わっている時に、知らないでは困る。また、年度が変わると担任も変わるので、私は情報は共有した方がいいと思っているので、事実については隠さずに(園内に)話すようにはしています。」

「私も、担任も、夫婦間の問題とか立ち入れない部分があります。けれど、子どもの成長発達のことやその日の1日のことをお知らせしながら、家庭の様子もお聞きするんです。担任は『お父さんにも協力してもらってくださいね』とか、たとえダメでもそういう風に言葉をかけるようにしているんですけど。」

「園内のコミュニケーションと連携を密にすることを心がけています。例えば、B児のクラスでいうと、複数担任なんですけど、2人の複数担任だと1人は新任なわけです。そうするとAさんとBさんの2人の保育士に対しては、母親は言うことが違うわけですよ。お母さんが『Aさんの保育士からはこう聞いたけど、Bさんからは違う』とかね。だから、本当に2人が揃っている時には『お母さん、このように先日おっしゃいましたよね?』と確認している。そうじゃない家庭もあるけど、でも言っていないかと辻褄が合わなくなっていく。」

「B児の母親に上手くごまかされてしまっていることを新任の保育士も感じています。『私は新任保育士だからですかね』って自信をなくしてしまうようなことがある。私は『お母さんは先日私にこういうふうにおっしゃいました。けれど、もう一人の担任にはこのようにおっしゃっていたんですね。そこの所はどのようになっているんですか?』という風に言うように指導してます。そうしないと、うまくすり抜けられるんです。B児の母親にはね…。新任の先生に対しては、全てごまかすというわけではないですけど。」

「このケースについては、母親にごまかされたり、嘘をつかれたりということがあります。新任の保育士には『お母さんには具体的に聞いたほうがいいですよ。そうしないと、2回目、3回目と、母親は嘘つけばすり抜けられると思っちゃうから。そこはね、きちんとおさえてください』と指導します。」

「ケースは違っても、様々な問題を抱えた家庭はいっぱいあります。でも、子どもが保育所に来ないことには始まらない。子どもが来てしまえば、子どもがお友だちと関われるのでね。まずは保育所に登所するということが大事なんです。ちょっと昔だと考えられないけれど、一生懸命働いているお母さんもいれば、最近は、離婚も増えていますね。」

「保育所では、家庭の実態把握することが重要だと思います。そして親から信頼してもらおう保育士であることが必須条件です。親と保育士が信頼し合わなければ、支援をしていくことはできないと思います。保育士は保護者の話しを聞くことしかできませんから。」

「保育所の中だけの保育ではなくて、専門的な知識だったり、ソーシャルワークみたいなものも、やっぱり保育士は幅広く勉強するっていうことかなって思います。ここ1~2年、家庭支援とか、発達障害の問題とか、その保護者の方の支援とか、そういう研修の方が多くて、保育技術の研修は少なくなりました。■■■■(=療育施設)とか児相とか、県でやる研修は毎月ですね。順番でほとんどの保育士が参加します。1回の研修に2~3名は行っています。今は、自分のクラスに(支援が困難な家庭や子どもは)いないけども、やっぱり、そこの研修に行くと、見たり聞いたりするっていうことは大事ことだと思うので順番で研修に行っています。市内には保育所が9つあるので、各園で、必ず代表が行って、そのことを園内研修で発表するようにしています。かなり研修の内容は変わりましたね。家庭支援、保護者支援っていう部分が、虐待がある無しに関わらず、幅が広く、深くなってるんでしょうね。」